

一般財団法人 建設業振興基金 理事長殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建築施工管理技術検定の一部免除の取り扱いについて

建設業法施行令（昭和三十一年政令二百七十三号）第三十六条の表の上欄の学校の種類に応じ国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び能力を有するものと認定した者については、令和5年国土交通省告示519号により定められているところであるが、建築施工管理技術検定における取り扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 告示第519号の表上欄の学科は、学校の種類毎にイ. から二. に該当する学科（コース等の別があるときはそのコース等を一つの学科とみなす。以下同じ。）とする。ただし、入学年度を同じくする全ての卒業生が基準に適合するものとして、学校から適合性を証明する届出があったものに限る。

イ. 大学（短期大学を除く。）のうち、建築学を専攻分野とする学科

大学（短期大学を除く。）におかれた建築学を主たる専攻分野とする学科であって、次の①から④の全てが卒業のための必要条件となっているもの。なお、単位の計算方法は大学設置基準の規定の例による。

- ①建築学に関する専門科目（以下「専門科目」という。）と建築学の関連科目（以下「関連科目」という。）を履修し修得した単位数が62単位以上であること。
- ②専門科目を履修し修得した単位数が48単位以上であること。
- ③専門科目のうち講義・演習科目を履修し修得した単位数が30単位以上であること。
- ④専門科目のうち実験・実習科目を履修し修得した単位数が10単位以上であること。

ロ. 短期大学のうち、建築学を専攻分野とする学科

短期大学におかれた建築学を主たる専攻分野とする学科であって、次の①及び②のいずれもが卒業のための必要条件となっているもの。なお、単位の計算方法は短期大学設置基準の規定の例による。

- ①専門科目と関連科目を履修し修得した単位数が31単位以上であること。
- ②専門科目を履修し修得した単位数が24単位以上であること。

ハ. 高等専門学校のうち、建築学を専攻分野とする学科

高等専門学校におかれた建築学を主たる専攻分野とする学科であって、次の①及び②のいずれもが卒業のための必要条件となっているもの。なお、単位の計算方法は高等専門学校設置基準の規定の例による。

- ①専門科目と関連科目を履修し修得した単位数が 82 単位以上であること。
- ②専門科目を履修し修得した単位数が 63 単位以上であること。

二. 高等学校又は中等教育学校のうち、建築学を専攻分野とする学科

高等学校又は中等教育学校におかれた建築学を主たる専攻分野とする学科であって、次の①及び②のいずれもが卒業のための必要条件となっているもの。なお、単位の計算方法は高等学校学習指導要領の規定の例による。

- ①専門科目と関連科目を履修し修得した単位数が 25 単位以上であること。
- ②専門科目を履修し修得した単位数が 19 単位以上であること。

2. 1. の専門科目及び関連科目は以下の例による。

イ. 専門科目のうち講義・演習科目

○建築構造に関する科目

構造学概論, 構造力学, 応用力学, 材料力学, 構造解析, 構造振動論, 鉄筋コンクリート構造(RC構造), 鉄骨構造(鋼構造), 木構造(木質構造), 耐震構造, 構造設計, 構造計画, 土質工学, 基礎地盤工学, 建築基礎構造, 建築防災工学, 防災工学, 風工学など

○建築構法・材料・施工に関する科目

建設工学概論, 建設材料概論, 建築構法, 建築一般構造, 構法計画, 建築材料, 建築生産, 建築施工, 建設マネジメント, 建築経済, 材料計画, 施工計画, 住宅産業論, デザイン材料学など

○建築環境工学に関する科目

環境工学概論, 建築環境, 環境工学, 建築環境計画, 都市環境, 建築都市環境概論, 計画原論, 音環境, 熱環境, 光環境, 建築音響学, 温熱空気環境学, 照明計画, 建築設備, 設備設計, 空気調和設備, 給排水設備, 電気設備, 都市設備, 省資源リサイクル論など

○建築計画に関する科目

建築計画, 住宅計画, 地域施設計画, インテリア計画, 設計計画, 建築人間工学, 環境心理, 建築安全計画, ファシリティマネジメント, 建築管理保全計画, 建築法規, 空間情報工学, 空間デザイン論, CADデザイン論など

○都市計画に関する科目

建築都市計画概論, 都市計画, 地区計画, 住宅地計画, 地域計画, 都市施設計画, まちづくり論, 景観デザイン, 都市交通計画, 都市環境工学, 地域環境保全, 都市社会学, 地域経済・都市行政, 地理情報工学, 水辺環境計画, 都市安全工学, 都市防災工学, 都市解析, 都市計画史, 建築・都市関連法規など

○建築史・意匠に関する科目

建築史, 住宅史, 都市史, 建築・都市史概論, 住生活史, 建築概論, 建築論, 建築意匠, 建築思潮, 文化財保存, 修復学など

ロ. 専門科目のうち実験・実習科目

○建築設計・製図に関する科目

図学, 造形, 建築製図, 建築設計製図, 設計基礎, 建築デザイン実習, 建築総合設計, 地域デザイン, インテリア設計, 構造設計, 環境設備設計, 都市設計, 地域設計, 建築CADなど

○建築学に関する実験・実習科目

建築実習, 造形基礎実習, 建築実験, 材料実験, 構造実験, 材料加工実習, 測量実習など

ハ. 関連科目

○工学の基礎となる科目

○工学及び周辺技術等に関する科目

○美術・デザインに関する科目

以上

一般財団法人 全国建設研修センター 理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

土木施工管理技術検定の一部免除の取り扱いについて

建設業法施行令（昭和31年政令273号）第36条の表の上欄の学校の種類に応じ国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び能力を有するものと認定した者については、令和5年国土交通省告示第519号により定められているところであるが、土木施工管理技術検定における取り扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 告示第519号の表上欄の学科は、学校の種類毎にイ. からニ. に該当する学科（コース等の別があるときはそのコース等を一つの学科とみなす。以下同じ。）とする。ただし、入学年度を同じくする全ての卒業生が基準に適合するものとして、学校から適合性を証明する届出があったものに限る。

イ. 大学（短期大学を除く。）のうち、土木工学を専攻分野とする学科

大学（短期大学を除く。）におかれた土木工学を主たる専攻分野とする学科であって、次の①から⑤の全てが卒業のための必要条件となっているもの。なお、単位の計算方法は大学設置基準の規定の例による。

- ①土木工学に関する専門科目（以下「専門科目」という。）と土木工学の関連科目（以下「関連科目」という。）を履修し修得した単位数が62単位以上であること。
- ②専門科目を履修し修得した単位数が40単位以上であること。
- ③専門科目のうち講義・演習科目を履修し修得した単位数が30単位以上であること。
- ④専門科目のうち実験・実習科目を履修し修得した単位数が6単位以上であること。
- ⑤関連科目を履修し修得した単位数が4単位以上であること。

ロ. 短期大学のうち、土木工学を専攻分野とする学科

短期大学におかれた土木工学を主たる専攻分野とする学科であって、次の①及び②のいずれもが卒業のための必要条件となっているもの。なお、単位の計算方法は短期大学設置基準の規定の例による。

- ①専門科目と関連科目を履修し修得した単位数が31単位以上であること。
- ②専門科目を履修し修得した単位数が20単位以上であること。

ハ. 高等専門学校のうち、土木工学を専攻分野とする学科

高等専門学校におかれた土木工学を主たる専攻分野とする学科であって、次の①及び②のいずれもが卒業のための必要条件となっているもの。なお、単位の計算方法は高等専門学校設置基準の規定の例による。

①専門科目と関連科目を履修し修得した単位数が 82 単位以上であること。

②専門科目を履修し修得した単位数が 52 単位以上であること。

二. 高等学校又は中等教育学校のうち、土木工学を専攻分野とする学科

高等学校又は中等教育学校におかれた土木工学を主たる専攻分野とする学科であって、次の①及び②のいずれもが卒業のための必要条件となっているもの。なお、単位の計算方法は高等学校学習指導要領の規定の例による。

①専門科目と関連科目を履修し修得した単位数が 25 単位以上であること。

②専門科目を履修し修得した単位数が 16 単位以上であること。

2. 1. の専門科目及び関連科目は以下の例による。

イ. 専門科目のうち講義・演習科目

○構造・材料に関する科目

材料力学, 構造力学, 建設材料学, 構造解析, 応用振動学, コンクリート工学, 鉄筋コンクリート工学, コンクリート構造, 鋼構造, 橋工学, 設計論, 耐震工学, 設計演習など

○水工・環境に関する科目

流体力学, 水理学, 水文学, 河川工学, 海岸工学, 水防災工学, 水資源工学, 衛生工学, 水処理学, エネルギー計画, 環境工学, 防災工学, 地球環境工学, エネルギー土木工学など

○土質・施工に関する科目

土質力学, 動土質力学, 基礎工学, 地盤工学, 地盤環境工学, 岩盤力学, 土木施工, 土木地質学, トンネル工学, 防災工学, 土木法規, コンストラクション・マネジメントなど

○計画・交通に関する科目

数理計画理論, 公共投資・政策論, 交通計画, 交通工学, 道路工学, 鉄道工学, 港湾・空港工学, 測量学, 土木史など

○都市・景観に関する科目

都市地域計画, 地域計画, 都市計画, 国土計画, 都市交通計画, 地区計画, 都市環境工学, 都市安全工学, 都市施設保全, 都市史, 景観工学, CADシステム, 地理情報システム, 地図情報処理, 都市経営, 不動産学など

ロ. 専門科目のうち実験・実習科目

○土木工学に関する実験・実習科目

(ただし、イのうち「都市・景観に関する科目」の区分の単位数が 15 単位以上の場合は、その区分の演習科目を実験・実習科目に替えることができる)

ハ. 関連科目

○工学の基礎となる科目

○工学及び周辺技術等に関する科目

以上